平成十五年文部科学省令第四十七号

国立研究開発法人科学技術振興機構に関す

法律第百五十八号)を実施するため、独立行政法 び独立行政法人科学技術振興機構法 号)第九条第二項の規定に基づき、並びに同法及 振興機構法施行令(平成十五年政令第四百三十九 号) 第二十八条第二項、第三十条第一項及び第1 人科学技術振興機構に関する省令を次のように定 項並びに第五十条並びに独立行政法人科学技術 第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一 第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第 第三十三条、第三十四条第一項、第三十七 立行政法人通則法(平成十一年法律第百三 (平成十四年 5 3

める重要な財産 (通則法第八条第三項に規定する主務省令で定

第一条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以 保有する財産であって、その通則法第四十六条 その他文部科学大臣が定める財産とする。 により処分することが不適当なものを除く。 則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定 その額)が五十万円以上のもの(その性質上通 計画の認可に係る申請の日)における帳簿価額 を定めた通則法第三十五条の五第一項の中長期 場合にあっては、当該財産の処分に関する計画 第一項の認可に係る申請の日(各項ただし書の の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三 規定する主務省令で定める重要な財産は、その (現金及び預金にあっては、申請の日における (監査報告の作成) (以下「通則法」という。) 第八条第三項に 「機構」という。)に係る独立行政法人通則

第二条 条の定めるところによる。 により主務省令で定める事項については、 機構に係る通則法第十九条第四項の規定 、この

備に留意しなければならない。 並びに第五項第三号及び第四号において同じ。) この場合において、役員(監事を除く。第一号 び監査の環境の整備に努めなければならない。 に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及 監事は、その職務を適切に遂行するため、次 監事の職務の執行のための必要な体制の整

機構の役員及び職員

定する子法人をいう。以下同じ。)の取締役、 機構の子法人(通則法第十九条第七項に規 執行役、 業務を執行する社員、 会

> らの者に相当する者及び使用人 社法(平成十七年法律第八十六号)第五百九 -八条第一項の職務を行うべき者その他これ

三 前二号に掲げる者のほか、監事が適切に職 てはならない。 のある関係の創設及び維持を認めるものと解し 立の立場を保持することができなくなるおそれ 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独 務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

情報の交換を図るよう努めなければならない。 の他これらの者に相当する者との意思疎通及び じ、機構の他の監事、 ればならない。 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなけ 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応 機構の子法人の監査役そ

監事の監査の方法及びその内容

るかどうかについての意見 されているかどうか及び中長期目標の着実な 達成に向け効果的かつ効率的に実施されてい 機構の業務が、法令等に従って適正に実施

用についての意見 務の適正を確保するための体制の整備及び運 ることを確保するための体制その他機構の業 機構の役員の職務の執行が法令等に適合す

為又は法令等に違反する重大な事実があった ときは、その事実 機構の役員の職務の遂行に関し、不正 一の行

Ŧi. 監査のため必要な調査ができなかったとき その旨及びその理由

監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号 第百五十八号。以下「機構法」という。)、国立 開発法人科学技術振興機構法(平成十四年法律 部科学大臣に提出する書類とする。 「令」という。) 及びこの省令の規定に基づき文 十五年政令第四百三十九号。第四十条において 研究開発法人科学技術振興機構法施行令(平成 に規定する主務省令で定める書類は、国立研究

(業務方法書に記載すべき事項)

第四条 務省令で定める業務方法書に記載すべき事項 次のとおりとする。 機構に係る通則法第二十八条第二項の主

企業化開発に関する事項 基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項 機構法第二十三条第一項第二号に規定する 機構法第二十三条第一項第一号に規定する

> 成果の普及及び成果の活用の促進に関する 機構法第二十三条第一項第三号に規定する

Ŧi. 企業化開発のあっせんに関する事項 国立大学寄託金の運用に関する事項 機構法第二十三条第一項第五号に規定する

機構法第二十三条第一項第四号に規定する

助成に関する事項 大学に対する研究環境の整備充実等に関する 機構法第二十三条第一項第六号に規定する

t 閲覧に関する事項 科学技術情報の収集、整理、 -学技術情報の収集、整理、保管、提供及び機構法第二十三条第一項第七号に規定する

供に関する事項 行うことについてのあっせんに関する事項 研究者の交流の促進及び研究開発を共同して、機構法第二十三条第一項第八号に規定する 人的及び技術的援助並びに資材及び設備の提機構法第二十三条第一項第九号に規定する

知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進 に関する事項 機構法第二十三条第一項第十号に規定する

事項 する出資並びに人的及び技術的援助に関する-一 機構法第二十三条第一項第十一号に規定

十二 機構法第二十三条第一項第十二号に規定 する附帯業務に関する事項

十三 機構法第二十三条第二項に規定する業務 に関する事項

業務委託の基準

土五 事項 その他機構の業務の執行に関して必要な 競争入札その他契約に関する基本的事項

第五条 機構は、通則法第三十五条の五第一項 学大臣に提出しなければならない。 ときは、中長期計画を記載した申請書を、当該規定により中長期計画の認可を受けようとする 中長期計画の最初の事業年度開始三十日前まで については、機構の成立後遅滞なく)、 に(機構の最初の事業年度の属する中長期計画 (中長期計画の認可申請) 文部科

とするときは、変更しようとする事項及びその 規定により中長期計画の変更の認可を受けよう 理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出 なければならない 機構は、通則法第三十五条の五第一項後段の

第六条 機構に係る通則法第三十五条の五第二項 第八号に規定する主務省令で定める業務運営に 関する事項は、 (中長期計画に定める業務運営に関する事項) 次のとおりとする。

施設及び設備に関する計

画

中長期目標の期間を超える債務負担 人事に関する計画

積立金の使途

第七条 機構に係る通則法第三十五条の六第三項 して同欄に掲げる事項を記載するものとする。 第一項の評価の根拠となる情報を提供するため 上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応 構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分 ならない。その際、機構は、当該報告書が同条 じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければ に規定する報告書には、当該報告書が次の表 に作成されるものであることに留意しつつ、機 (業務実績等報告書)

(表記) 書 |かにした報告|に係るものである場合には次の ら評価を行っ合には次のイからニまで、同項第 績について自に掲げる事項に係るものである場 た結果を明ら|三号から第五号までに掲げる事項 施状況 にしたものでなければならない。 からハまでに掲げる事項を明らか 中長期計画及び年度計画 の実

営の状況 当該事業年度における業務

間における当該事業年度以前の毎事業年度の属する中長期目標の期ある場合には、当該指標及び当該 年度の当該指標の数値 間における当該事業年度以前の 当該業務の実績に係る指標が

係る財務情報及び人員に関する情以前の毎年度の当該業務の実績に 目標の期間における当該事業年度 当該事業年度の属する中長期

る事項を明らかにしたものでなけ |結果は、次のイからハまでに掲げ た結果。なお、当該評価を行った の実績について機構が評価を行っ ある場合には、前号に掲げる業務 号までに掲げる事項に係るもので 五条の四第二項第二号から第 当該業務の実績が通則法第三 題に対する改善方策

た場合には、当該課題及び当該課

業務運営上の課題が検出され

2

|評定及び当該評定を付した理由

中長期目標に定めた項目ごと

善方策のうちその実施が完了した

過去の報告書に記載された改

果を明らかに |価を行った結|には次のイからハまでに掲げる事 |業務の実績及|のである場合には次のイからニま| |期間における||二項第二号に掲げる事項に係るも |中長期目標の|の実績が通則法第三十五条の四第 |期間の終了時||見込まれる中長期目標の期間にお 中長期目標の び当該実績に|で、同項第三号から第五号までに ついて自ら評掲げる事項に係るものである場合 に見込まれる|ける業務の実績。なお、当該業務 |項を明らかにしたものでなければ は、その実施状況 旨の記載がないものがある場合に 善方策のうちその実施が完了した 題に対する改善方策 の評定及び当該評定を付した理由 ならない。 た場合には、当該課題及び当該課 中長期目標及び中長期計画の 中長期目標の期間の終了時に 中長期目標に定めた項目ごと 過去の報告書に記載された改 業務運営上の課題が検出され

中長期目標の |期間における||務の実績。なお、当該業務の実績 |価を行った結||項第三号から第五号までに掲げる び当該実績に二号に掲げる事項に係るものであ |業務の実績及が通則法第三十五条の四第二項第 する報告書 果を明らかに事項に係るものである場合には次 |ついて自ら評||る場合には次のイからニまで、同 のイからハまでに掲げる事項を明 中長期目標の期間における業

らかにしたものでなければならな

実施状況 中長期目標及び中長期計画の

ある場合には、当該指標及び当該 状況 当該業務の実績に係る指標が 当該期間における業務運営の

該業務の実績に係る財務情報及び 期間における毎年度の当該指標の 当該期間における毎年度の当

ればならない。 る事項を明らかにしたものでなけ 結果は、次のイからハまでに掲げ た結果。なお、当該評価を行った の実績について機構が評価を行っ ある場合には、前号に掲げる業務 号までに掲げる事項に係るもので 十五条の四第二項第二号から第五 当該業務の実績が通則法第

期間における毎年度の当該指標のある場合には、当該指標及び当該

当該業務の実績に係る指標が

実施状況

当該期間における業務運営の

人員に関する情報

旨の記載がないものがある場合に 善方策のうちその実施が完了した 題に対する改善方策 の評定及び当該評定を付した理由 た場合には、当該課題及び当該課 業務運営上の課題が検出され 過去の報告書に記載された改 中長期目標に定めた項目ごと

た結果。なお、当該評価を行ったの実績について機構が評価を行っ

ある場合には、前号に掲げる業務

る事項を明らかにしたものでなけ |結果は、次のイからハまでに掲げ

ればならない。

号までに掲げる事項に係るもので十五条の四第二項第二号から第五

当該業務の実績が通則法第

該業務の実績に係る財務情報及び

当該期間における毎年度の当

(員に関する情報

臣に提出したときは、速やかに、当該報告書を り公表するものとする。 インターネットの利用その他の適切な方法によ 機構は、 前項に規定する報告書を文部科学大 は、その実施状況

> (最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時 (おける業務実績等報告書)

旨の記載がないものがある場合に

は、その実施状況

第八条 機構に係る通則法第三十五条の六第四項 供するために作成されるものであることに留意 告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提 応じて区分して次に掲げる事項を記載するもの に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載 しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に)なければならない。その際、機構は、当該報

項を明らかにしたものでなければならない。 である場合には次のイからハまでに掲げる事三号から第五号までに掲げる事項に係るもの のである場合には次のイからニまで、同項第 五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るも 実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十 年度の事業年度末までの期間における業務の 事業年度から当該長の任期の末日を含む事業 初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む 通則法第三十五条の六第二項に規定する最 画の実施状況 当該期間における中長期計画及び年度計

当該期間における業務運営の状況

の当該指標の数値 は、当該指標及び当該期間における毎年度 当該業務の実績に係る指標がある場合に

かにしたものでなければならない。 果は、次のイからハまでに掲げる事項を明ら 価を行った結果。なお、当該評価を行った結 前号に掲げる業務の実績について機構が評 績に係る財務情報及び人員に関する情報 当該期間における毎年度の当該業務の実

当該評定を付した理由 業務運営上の課題が検出された場合に 当該課題及び当該課題に対する改善

中長期目標に定めた項目ごとの評定及び

2

口

ちその実施が完了した旨の記載がないもの がある場合には、その実施状況 過去の報告書に記載された改善方策のう

り公表するものとする。 インターネットの利用その他の適切な方法によ 臣に提出したときは、速やかに、当該報告書を 機構は、前項に規定する報告書を文部科学大

2

第九条 機構に係る通則法第三十五条の八におい て準用する通則法第三十一条第一項に規定する

> 載しなければならない。 年度計画には、中長期計画に定めた事項に関 当該事業年度において実施すべき事項を記

提出しなければならない。 年度計画の変更をしたときは、変更した事項及 する通則法第三十一条第一項後段の規定により びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に 機構は、通則法第三十五条の八において準用

第十条 機構の会計については、この省令の定め るところにより、この省令に定めのないものに 計の基準に従うものとする。 ついては、一般に公正妥当と認められる企業会

(会計の原則)

の基準に該当するものとする。 規定する一般に公正妥当と認められる企業会計 会により公表された企業会計の基準は、前項に 号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二

令に準ずるものとして、第一項に規定する一般 「独立行政法人会計基準」という。) は、この省 計に関する研究の成果として公表された基準 進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会 に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先 (会計処理) して適用されるものとする。 (第二十一条第三項第二号イ及びロにおいて 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推

第十一条 文部科学大臣は、機構が業務のため 得しようとしている償却資産についてその減価 該償却資産を指定することができる。 られる場合には、その取得までの間に限り、 に対応すべき収益の獲得が予定されないと認め 当

額を資本剰余金に対する控除として計上するも は、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同 前項の指定を受けた資産の減価償却について

計処理の特例) (開発委託金又は開発委託金回収債権に係る会

第十二条 文部科学大臣は、機構が政府からの 託金回収債権を指定することができる。 得までの間に限り、当該開発委託金又は開発委 は開発委託金回収債権について、それぞれの取 資金により取得しようとしている開発委託金又

金回収債権から生ずる費用に相当する額につ ては、費用は計上せず、当該費用に相当する額 前項の指定を受けた開発委託金又は開発委託

と同額を資本剰余金に対する控除として計上す

3 り替えるものとする。 資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振 託金回収債権の償還を受けた時点においては、 り替え、当該開発委託金の返還又は当該開発委 額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振 発生した時点においては、当該費用に相当する 又は開発委託金回収債権の償却に要する費用が 付金として計上するものとし、当該開発委託金 に要した金額に相当する額を資産見返運営費交 発委託金を取得した時点においては、その取得 金又は開発委託金回収債権については、当該開 運営費交付金を財源として取得した開発委託 3 2

金等を指定することができる。 には、その承継までの間に限り、当該開発委託 き収益の獲得が予定されないと認められる場合 て当該開発委託金等から生ずる費用に相当する 証金(以下「開発委託金等」という。)につい 委託金、開発委託金回収債権並びに敷金及び保 (対応する収益の獲得が予定されない承継資産) (以下「費用相当額」という。) に対応すべ 文部科学大臣は、機構が承継する開発 5

するものとする。 額と同額を資本剰余金に対する控除として計上 相当額については、費用は計上せず、費用相当 前項の指定を受けた開発委託金等に係る費用

債務に係る除去費用等) (対応する収益の獲得が予定されない資産除去

渡取引)

第十四条 文部科学大臣は、機構が業務のため保 用配分額及び時の経過による資産除去債務の調 係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費 有し又は取得しようとしている有形固定資産に 益の獲得が予定されないと認められる場合に う。) についてその除去費用等に対応すべき収 整額(以下この条において「除去費用等」とい (助成勘定に係る会計処理の特例) 当該除去費用等を指定することができる。

第十五条 文部科学大臣が機構法第二十三条第一 を受けた金額(以下この項及び次項において 三十二条第三項に規定する文部科学大臣の承認 より主務大臣の承認を受けた金額又は機構法第 勘定における通則法第四十四条第三項の規定に いう。) に充てる金額を定めた場合には、助成 する助成(以下この条において「大学助成」と 項第六号及び同条第二項の規定による大学に対 「目的積立金」という。) から大学助成に充てる 2

金額(目的積立金が大学助成に充てる金額に満 の負債の部に振り替えるものとする。 たない場合は目的積立金の全額)を貸借対照表 助成勘定における目的積立金のうち、将来の

用が発生した時点において当該費用に相当する 額を大学助成費収益として収益に振り替えるも 務」という。)は、大学助成に充てるための費 わらず、目的積立金の承認を受けたときに、当 費用の発生に備えるため又は将来の欠損金の補 振り替えた金額(次項において「大学助成費債 該金額を資本剰余金に振り替えるものとする。 のとする。 てんに充てるための金額は、前項の規定にかか 第一項の規定により貸借対照表の負債の部に

範囲内で当該不足金額の全部又は一部を大学助 項において「大学助成等準備金」という。)の の規定により資本剰余金に振り替えた金額(次 成費債務に振り替え、その費用に充てることが に、大学助成費債務が不足するときは、第二項 できる。 大学助成に充てるための費用が発生した場合

崩して補てんすることができる。 た後、同項の規定による繰越欠損金がある場合 には、大学助成等準備金の全部又は一部を取り 四条第一項又は第二項の規定による整理を行っ (譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲 前項のほか、助成勘定における通則法第四十

第十六条 文部科学大臣は、機構が通則法第四十 引を指定することができる。 ことが必要と認められる場合には、当該譲渡取 その譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない 定に基づいて行う不要財産の譲渡取引について 六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規

(財務諸表)

第十七条 機構に係る通則法第三十八条第一項に 規定する主務省令で定める書類は、行政コスト 算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシ 計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フ ロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計 (事業報告書の作成) ュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。

第十八条 機構に係る通則法第三十八条第二項の この条の定めるところによる。 規定により主務省令で定める事項については、

事業報告書には、

次に掲げる事項を記載しな

ればならない

国の政策における機構の位置付け及び役割 中長期目標の概要 機構の目的及び業務内容

持続的に適正なサービスを提供するための 中長期計画及び年度計画の概要

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びに

その対応策

業務の成果及び当該業務に要した資源 業績の適正な評価に資する情報 予算及び決算の概要

財務諸表の要約

十二 財政状態及び運営状況の理事長による

内部統制の運用状況

第十九条 機構に係る通則法第三十八条第三項に 規定する主務省令で定める期間は、 (財務諸表の閲覧期間) 機構に関する基礎的な情報 五年とす

書類) (通則法第三十八条第四項の主務省令で定める

| 主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連第二十条 機構に係る通則法第三十八条第四項の ャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書と 結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キ

第二十一条 通則法第三十九条第一項の規定によ り主務省令で定める事項については、この条の 定めるところによる。 (会計監査報告の作成)

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するた び独立の立場を保持することができなくなるおない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及 それのある関係の創設及び維持を認めるものと 収集及び監査の環境の整備に努めなければなら 解してはならない。 次に掲げる者との意思疎通を図り、 情報の

の者に相当する者及び使用人 八条第一項の職務を行うべき者その他これら 機構の役員(監事を除く。)及び職員 機構の子法人の取締役、会計参与、執行 業務を執行する社員、会社法第五百九十

べき者 切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図る 前二号に掲げる者のほか、会計監査人が適

理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 業報告書及び決算報告書を受領したときは、 定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事 に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規

次

なければならない。 会計監査人の監査の方法及びその内容

掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまで ヤッシュ・フローの状況等を全ての重要な点 に定める事項 ての意見があるときは、次のイからハまでに において適正に表示しているかどうかについ て同じ。)が機構の財政状態、運営状況、キ する書類を除く。以下この号及び次項におい 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関

において適正に表示していると認められッシュ・フローの状況等を全ての重要な点 拠して、機構の財政状態、運営状況、キャ 般に公正妥当と認められる会計の慣行に準 務諸表が独立行政法人会計基準その他の一 無限定適正意見 監査の対象となった財

フローの状況等を全ての重要な点において 機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・ 妥当と認められる会計の慣行に準拠して、 独立行政法人会計基準その他の一般に公正 の対象となった財務諸表が除外事項を除き 適正に表示していると認められる旨及び除 除外事項を付した限定付適正意見

表が不適正である旨及びその理由 不適正意見 監査の対象となった財務諸

前号の意見がないときは、その旨及びその

報告書(会計に関する部分に限る。)及び決 あるときはその内容 報告すべき事項の有無及び報告すべき事項が で得た知識との間の重要な相違等について、 算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程 第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業 (会計に関する部分を除く。) の内容と通 第二号の意見があるときは、事業報告書

追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又 計に関する部分に限る。)及び決算報告書には損失の処理に関する書類、事業報告書(会 関して必要な報告

t 会計監査報告を作成した日 催告の内容

- 項とする は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事 の判断に関して説明を付する必要がある事項又 に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次
- 重要な偶発事象 会計方針の変更
- 重要な後発事象

(短期借入金の認可の申請)

第二十二条 機構は、通則法第四十五条第一項た を受けようとするとき、又は同条第二項ただしだし書の規定により短期借入金の借入れの認可 た申請書を文部科学大臣に提出しなければなら けようとするときは、次に掲げる事項を記載し 書の規定により短期借入金の借換えの認可を受 2

- 借入れ又は借換えの額 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 借入先又は借換先 借入れ又は借換えの利率
- 利息の支払の方法及び期限 償還の方法及び期限
- その他必要な事項

(不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の

第二十三条 機構は、通則法第四十六条の三第一 項の規定により、民間等出資に係る不要財産に 学大臣に提出しなければならない。 告することについて認可を受けようとするとき して文部科学大臣が定める額の持分の全部又は 当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額と 出資者(以下単に「出資者」という。)に対し ついて、当該民間等出資に係る不要財産に係る 一部の払戻しの請求をすることができる旨を催 次に掲げる事項を記載した申請書を文部科

- 民間等出資に係る不要財産の内容
- っては、取得の日及び申請の日におけるその ける不要財産の帳簿価額(現金及び預金にあ 当該不要財産の取得の日及び申請の日にお 不要財産であると認められる理由
- 則法第四十六条の三に規定する出資者が複数 ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要 当該不要財産の取得に係る出資の内容(通 産の取得の日における帳簿価額に占める出

- 当該不要財産により払戻しをする場合に 当該不要財産の評価額
- t 渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡 り払戻しをする場合には、当該不要財産の譲 務大臣が定める基準により算定した金額によ その合計額 に要する費用の費目、費目ごとの見込額及び 通則法第四十六条の三第三項に規定する主
- その他必要な事項 第七号の場合における譲渡の予定時期 前号の場合における譲渡の方法
- る払戻しである場合において、同条第一項の認 主務大臣が定める基準により算定した金額によ 方法が通則法第四十六条の三第三項に規定する 可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知 するものとする。 文部科学大臣は、前項の申請に係る払戻しの 2
- 学大臣が定める額の持分 り、当該不要財産に係る出資額として文部科 通則法第四十六条の三第一項の規定によ
- り払戻しをする場合における当該払戻しの見 務大臣が定める基準により算定した金額によ 通則法第四十六条の三第三項に規定する主

に係る通知) (中長期計画に定めた不要財産の払戻しの催告

第二十四条 機構は、通則法第四十四条第三項の 項を文部科学大臣に通知しなければならない。 民間等出資に係る不要財産に係る出資額として 項第五号の計画を定めた場合において、通則法 中長期計画において通則法第三十五条の五第二 の払戻しの請求をすることができる旨を催告し 文部科学大臣が定める額の持分の全部又は一部 資に係る不要財産について、出資者に対し当該 第四十六条の三第一項の規定により、民間等出 ようとするときは、前条第一項各号に掲げる事 2

2 は、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するも (催告の方法) のとする。 文部科学大臣は、前項の通知を受けたとき

第二十五条 通則法第四十六条の三第一項に規定 磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の る事項を記載した書面の提出又は当該事項の電 知覚によっては認識することができない方法を する主務省令で定める催告の方法は、次に掲げ う。)による提供とする。

民間等出資に係る不要財産の内容

- 二 通則法第四十六条の三第一項の規定に基づ しの請求をすることができる旨 き当該不要財産に係る出資額として文部科学 大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻
- 方法によるかの別 戻しについて、次に掲げる方法のうち何れの 通則法第四十六条の三第一項に規定する払
- 当該不要財産の払戻しをすること
- 主務大臣が定める基準により算定した金額 により払戻しをすること 通則法第四十六条の三第三項に規定する

当該払戻しを行う予定時期

- 五. る当該払戻しの見込額 第三号ロの方法による払戻しの場合におけ
- が前項第三号イの方法により難い場合には、そ ることその他の事情があるため、払戻しの方法 財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超え の旨を当該催告の相手方に対し、通知するもの とする。 前項の規定により催告するに際し、当該不要
- 第二十六条 機構は、通則法第四十六条の三第三 項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲 を記載した報告書を文部科学大臣に提出するも 渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項 (民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等) のとする。
- 当該不要財産の内容
- 及びその合計額
- 譲渡した時期
- 五. 払戻しを請求された持分の額
- 3 証する書類を添付するものとする。 文部科学大臣は、第一項の報告書の提出を受 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を
- り文部科学大臣が定める額の持分を含む。)を 定により文部科学大臣が定める基準に従い算定 のうち通則法第四十六条の三第三項の規定によ 持分の額に満たない場合にあっては、当該持分 機構に通知するものとする。 した金額(当該算定した金額が第一項第五号の
- 4 該持分の額に満たない場合にあっては、 第一項第五号の持分(当該通知された金額が当 機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞な 同項の規定により通知された金額により、 前項の

とする。 規定により文部科学大臣から通知された額の

項の規定により資本金を減少したときは、 する。

る重要な財産

する。 並びに文部科学大臣が指定するその他の財産と 建物(企業化開発の委託に係るものを除く。) する主務省令で定める重要な財産は、土地及び

る重要な財産の処分等の認可の申請) (通則法第四十八条に規定する主務省令で定め

- 第二十九条 機構は、通則法第四十八条の規定に げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提 について認可を受けようとするときは、次に掲 と(以下この条において「処分等」という。) より重要な財産を譲渡し、又は担保に供するこ
- 処分等に係る財産の内容及び評価
- 処分等の方法
- 譲渡によって得られた収入の額
- 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額
- 通則法第四十六条の三第二項の規定により
- けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規

分)を、当該請求をした出資者に払い戻すも Ō

(資本金の減少の報告)

第二十七条 機構は、通則法第四十六条の三第四 なく、その旨を文部科学大臣に報告するものと 遅滞

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定め

第二十八条 機構に係る通則法第四十八条に規定

- 出しなければならない。
- 処分等の条件

機構の業務運営上支障がない旨及びその

法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定(通則法第五十条の十一において準用する通則 める内部組織)

第三十条 機構に係る通則法第五十条の十一に 前五年間に在職していたものとする。 過した者を除く。次項において同じ。)が離職 という。)であって再就職者(離職後二年を経 臣が定めるもの(次項において「現内部組織」 理事長の直近下位の内部組織として文部科学大 する離職前五年間に在職していた機構の内部組いて準用する通則法第五十条の六第一号に規定 織として主務省令で定めるものは、現に存する

2 職前五年間に在職していたものが行っていた業 部科学大臣が定めるものであって再就職者が離 号)の施行の日以後のものに限る。)として文 部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六 直近下位の内部組織(独立行政法人通則法の一 務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織で 直近七年間に存し、又は存していた理事長

組織に在職していたものとみなす。 は、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部 いる場合における前項の規定の適用について ある場合にあっては他の現内部組織)が行って

法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定(通則法第五十条の十一において準用する通則

第三十一条 定する管理又は監督の地位として主務省令で定おいて準用する通則法第五十条の六第二号に規 める管理又は監督の地位) 成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六 めるものは、職員の退職管理に関する政令(平 機構に係る通則法第五十条の十一に

2

に関し必要な事項

第三十二条 ならない。 載した申請書を文部科学大臣に提出しなければ を受けようとするときは、次に掲げる事項を記 機構は、機構法第六条第二項の認可 3

ものとして文部科学大臣が定めるものとする。 号に規定する職員が就いている官職に相当する

(増資の認可の申請)

増資金額

募集の方法増資の理由

払込みの方法 増資により取得する金額の

(合同運用に係る資金の管理)

第三十三条 機構は、国立大学寄託金、 に帰属させ、管理するものとする。 れた金額により按分し、それぞれこれらの勘定 び助成勘定の各勘定から合同運用資金に受け入 より合理的に評価した額を、寄託金運用勘定及 において「合同運用資金」という。)を時価に 合同して運用することとした資金(以下この条 の余裕金を合同して運用する場合にあっては、 に属する資金及び寄託金運用業務に係る業務上 助成勘定

第三十四条 文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項 (助成資金運用の基本方針に記載すべき事項等) 機構法第二十九条第一項に規定する

管理その他の運用の方針 入の目標を含む。)及び手法、 八の目標を含む。)及び手法、損失の危険の助成資金運用における運用の目標(運用収

助成資金運用における資産の構成に関する 助成資金運用における資産の積立て及びそ

の取崩しに関する事項 確実な償還のために必要な事項を含む。) 助成資金運用に必要な資金の機構における 芝に関する事項(資金の調達に係る債務の

> Ŧi. て「運用受託機関等」という。) の選任及び 任契約の相手方(以下この項及び次条におい 助成資金運用における信託契約及び投資一 :価に関する事項

運用受託機関等の業務に関し必要な事項 運用受託機関等が遵守すべき事項その他の その他助成勘定に属する資金の適切な運用

り基本方針の認可を受けようとするときは、基 本方針を記載した申請書に次に掲げる書類を添 機構は、機構法第二十九条第一項の規定によ 文部科学大臣に提出しなければならな

号の規定による議を経たものであることを証 する書類 当該基本方針が機構法第二十条第二項第四

その他必要な書類

記載した申請書に前項各号に掲げる書類を添え ときは、変更しようとする事項及びその理由を により基本方針の変更の認可を受けようとする て、文部科学大臣に提出しなければならない。 (運用受託機関等への提示) 機構は、機構法第二十九条第一項後段の規定

第三十五条 機構は、機構法第二十九条第四項の るものとする。この場合において、当該運用指 針は、当該基本方針と整合性のとれたものでな 項を記載した運用指針を作成し、これを交付す を履行すべきことを示すときは、次に掲げる事 項の認可を受けた基本方針の趣旨に沿って契約 規定により、運用受託機関等に対し、同条第一 ればならない。

務に関し必要な事項 ,べき事項その他の当該運用受託機関等の業運用の手法、運用の対象となる資産、遵守

(共通事項の経理) 運用受託機関等の評価に関し必要な事項

第三十六条 機構は、機構法第三十一条第一項又 当該事業年度の末日現在において各勘定に配分 経理することが困難なときは、当該事項につい項であるため、当該勘定に係る部分を区分して 以外の勘定において経理すべき事項と共通の事 おいて、経理すべき事項が当該経理に係る勘定 は第三項の規定により区分して経理する場合に (業務概況書) することにより経理することができる。 に従って、事業年度の期間中一括して経理し、 ては、文部科学大臣の承認を受けて定める基準

第三十七条 機構は、各事業年度の通則法第三十 八条第一項の規定による同項の財務諸表の提出

後遅滞なく、助成資金運用について、当該事業 学大臣に提出するとともに、これを公表しなけ る事項を記載した業務概況書を作成し、文部科 運用収入の額その他の資金の運用の状況に関す 年度における資金の額及びその構成割合並びに

ればならない。 (長期借入金の認可の申請)

第三十八条 機構は、機構法第三十三条第一項の 規定により長期借入金の認可を受けようとする 部科学大臣に提出しなければならない ときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文 借入れを必要とする理由

借入金の額

借入先

借入金の利率

借入金の償還の方法及び期限

利息の支払の方法及び期限

その他必要な事項

第三十九条 機構は、機構法第三十五条の規定に より償還計画の認可を受けようとするときは、 うとするときは、その都度提出しなければなら ない。ただし、償還計画の変更の認可を受けよ 第三十一条第一項前段の規定により年度計画を 通則法第三十五条の八において準用する通則法 た申請書を文部科学大臣に提出しなければなら 届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載し (償還計画の認可の申請)

る借入見込額並びにその借入先 長期借入金の総額及び当該事業年度におけ

三 長期借入金及び科学技術振興機構債券の償 年度における発行見込額並びに発行の方法 科学技術振興機構債券の総額及び当該事業

(施行期日)

その他必要な事項

還の方法及び期限

第四十条 今第十五条第三項に規定する文部科学 (積立金の処分に係る申請書の添付書類)

省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 という。)の事業年度末の貸借対照表 (以下この条において「期間最後の事業年度」 令第十五条第一項の期間最後の事業年度

処分に関する書類 期間最後の事業年度の事業年度末の利益の 期間最後の事業年度の損益計算書

承認を受けようとする金額の計算の基礎を

(施行期日)

第一条 この省令は、 (成立の際の会計処理の特例) 公布の日から施行する。

及び第二項の規定により機構に出資されたもの第二条 機構の成立の際機構法附則第三条第一項 振興事業団の財務及び会計に関する省令の廃 とされる資産のうち償却資産については、 (科学技術振興事業団法施行規則及び科学技術 条第一項の指定があったものとみなす。

第三条 次に掲げる省令は、廃止する

総理府令第四十四号) 科学技術振興事業団法施行規則(平成八年

る省令 (平成八年総理府令第四十五号) 科学技術振興事業団の財務及び会計に関す

学省令第二一号) 則 (平成二二年一一月二六日文部科

十七日)から施行する。 正する法律の施行の日(平成二十二年十一月二 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改

省令第七号) 則 (平成二六年二月一七日文部科学

応じ、 る。 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に それぞれ当該各号に定める日から施行す

布の日 附則第二条の次に一条を加える改正規定 公

一日 第一条の二の改正規定 平成二十六年四月

省令第一二号) 則 (平成二七年三月三〇日文部科学 抄

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部 う。)の施行の日 を改正する法律(以下「通則法改正法」と ら施行する。 (平成二十七年四月一日) かい

(業務実績等報告書の作成に係る経過措置)

3 事業年度における業務の実績。なお、当該業務 の省令による改正後の次に掲げる省令の規定の 同項の中長期目標とみなされる場合におけるこ 法第三十五条の四第一項の規定により指示した 旧通則法第二十九条第一項の中期目標が新通則 の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第 適用については、これらの省令の規定中「当該 一項第二号」とあるのは 通則法改正法附則第八条第一項の規定により 「当該事業年度にお

号」とあるのは「期間における業務の実績。な 当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二 おける業務の実績。なお、当該業務の実績は、 法第二十九条第二項第二号から」と、「期間に 条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則 号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五 第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二 という。)第二十九条第二項第三号」と、「同項 前の通則法(以下この表において「旧通則法」 律(平成二十六年法律第六十六号)による改正 項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法 る業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該 二十九条第二項第三号」とする。 お、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第 2

三 国立研究開発法人科学技術振興機構に関す 号) 第三条の二第一項 る省令(平成十五年文部科学省令第四十七

(業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過

第三条 この省令による改正後の次に掲げる省令 から適用する。 する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書 の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始 から十二まで 略

する省令第十条の二第三項 省令第一号) 則 (平成三一年一月一七日文部科学

十三 国立研究開発法人科学技術振興機構に関

律の施行の日(平成三十一年一月十七日)から 効率的推進等に関する法律の一部を改正する法 等による研究開発能力の強化及び研究開発等の この省令は、研究開発システムの改革の推進

令第四号) 則 (令和元年六月一三日文部科学省

(施行期日)

成に係る経過措置) (財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作 一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令 告書については、なお従前の例による。 年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報 事業報告書から適用し、同日前に開始する事業 る事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始す から十二まで

> 十三 国立研究開発法人科学技術振興機構に関 する省令第十条及び第十条の二

省令第三〇号) 附 則 (令和元年一二月二七日文部科学 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (対応する収益の獲得が予定されない承継資産 に係る特例)

第二条

成十四年法律第百五十八号)附則第三条第二項際、国立研究開発法人科学技術振興機構法(平 機構に関する省令の一部を改正する省令(令和 金については、国立研究開発法人科学技術振興 十四条第一項の指定を受けたものとみなす。 研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第 三年文部科学省令第八号)による改正後の国立 の規定により国立研究開発法人科学技術振興機 託金、開発委託金回収債権並びに敷金及び保証 構に出資されたものとされる資産のうち開発委 国立研究開発法人科学技術振興機構の成立の

附 則 (令和二年七月二二日文部科学省 令第二七号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (財務諸表の作成に係る経過措置)

第二条 国立研究開発法人科学技術振興機構に関 法人科学技術振興機構に関する省令第十五条及 科学省令第八号)による改正後の国立研究開発 開始する事業年度に係る財務諸表について適用 する省令の一部を改正する省令(令和三年文部 いては、なお従前の例による。 び第十八条の規定は、令和二年四月一日以後に し、同日前に開始する事業年度に係るものにつ

令第八号) 則 (令和三年二月二二日文部科学省 抄

(施行期日)

第二条 この省令による改正後の国立研究開発法 第一条 この省令は、国立研究開発法人科学技術 規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業 振興機構法の一部を改正する法律の施行の日 人科学技術振興機構に関する省令第三十五条の (業務概況書の作成に係る経過措置) (令和三年二月二十三日) から施行する。

令第八号) 則 (令和四年三月二五日文部科学省

年度に係る業務概況書から適用する。

第一条 この省令は、 公布の日から施行する。

権に係る特例) (現に存する開発委託金又は開発委託金回収債

第三条 この省令の施行の際現に存する国立研究 開発法人科学技術振興機構に出資されたものと

金回収債権の償還を受けていない当該開発委託 金又は開発委託金回収債権に係る金額を除く) 運営費交付金(開発委託金の返還又は開発委託 については、運営費交付金債務に振り替えるも

令第一七号) 則 (令和四年三月三一日文部科学省

この省令は、公布の日から施行する。

省令第三七号) 抄 則 (令和四年一一月一一日文部科学

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日 一月十五日)から施行する。 (令和四年十

(財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措

第二条 この省令による改正後の国立研究開発法 定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年 人科学技術振興機構に関する省令第十二条の規

度に係る財務諸表及び事業報告書から適用す

第四条 この省令の施行の際現に存する資産見返 第十二条第一項の指定を受けたものとみなす。 立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令 収債権については、この省令による改正後の国 される資産のうち開発委託金又は開発委託金回 (現に存する資産見返運営費交付金に関する特